

障害者に関するマーク

ご存知ですか？ 障害者に関するマーク

障害者に関するマークには、次のようなものがあります。

街角でこれらのマークを見かけたときは、それぞれ意味のあるマークですので、ご理解ご協力をお願いいたします。

| マーク名称 | 表す意味など |
|--|--|
|  身体障害者標識（障害者マーク） | 肢体不自由であることから免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは禁止されています。 ※このマークの表示については、努力義務となっています。 |
|  障害者のための国際シンボルマーク | 障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すためのマークです。建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは、「すべての障害者を対象」としたもので、とくに車椅子を利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 |
|  盲人を表示する国際マーク | 視覚障害を示す世界共通のシンボルマークで、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用できます。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。 |
|  聴覚障害者シンボルマーク （国内：耳マーク） | 聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害の方は見た目には分からないために、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。 目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要という事で考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。 ※このマークは、聴覚障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。 |
|  ほじょ犬マーク | 身体障害者補助犬同伴の理解を促進するためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。 このほかにも様々なデザインのリールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。 |
|  オストメイトマーク | オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。 なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。 |
|  ハートプラス マーク | 「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、電車などで席をゆずる、近辺での携帯電話使用を控えるなど、内部障害について理解し、ご協力をお願いします。 ※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。 |

大洲少年少女合唱団定期演奏会

今年も演奏会を開催します。団員一同張り切って練習に励んでいます。ぜひ、お越しください。

・響け歌声
「さんご礁の島」ほか
賛助出演
・大洲小学校5年生
・芋ノジチ弦楽合奏団
（黒田真理子ほか）
・大洲ライオンズクラブ

日時 2月24日（土）
開演 午後1時30分
（開場 午後1時）

場所 大洲市民会館 大ホール
内容 合唱

・こんにちはモーツァルト
「まほうの笛」ほか

・「きみのかわりはいないから」ほか

結成30周年記念—夢をかたちに—

第12回「春のコンサート」ご案内

おかげさまで大洲ふじかけコーラスは、結成30周年を迎えました。これを記念して、楽しいコンサートを計画しています。どうぞ皆様、お誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

第2部 独唱、重唱
森敏恵（ソプラノ）、安部啓子（テノール）、森靖博（テノール）、関口美彩江（ピアノ）
入場料 無料
（市民会館駐車場は有料）

日時 3月3日（土）
開演 午後1時30分
（開場 午後1時）

場所 大洲市民会館 大ホール
内容・出演者

第1部 独奏、合唱

山本奈穂、内子町並エコー、ポイズふじかけ、大洲ふじかけコーラス

主催 大洲ふじかけコーラス
問い合わせ先
大洲ふじかけコーラス事務局
☎244278

後援 大洲市、大洲市教育委員会、大洲市文化協会、大洲市音楽協会

緊急通報

通報のポイント

通報する時には、次の内容を参考にしてください。

| | |
|--------------------------|---|
| <p>警察の場合 (内容)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 何があったのか (事件・事故) ・ いつあったのか (時刻) ・ どこであったのか (近くの目印は) ・ 犯人は (犯人の人相、車種、逃走方向など) ・ 被害の状況、事故の様子 ・ あなたの住所・氏名・電話番号 <p>※メールの場合は、「何があったの?」、「いつ、どこで?」、「あなたの氏名?」を知らせましょう。</p> |
| <p>消防の場合 (内容)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 何が (火事、交通事故、急病、事故の内容) ・ どこで (その場所の住所もしくは近くの目標物) ・ どんな様子 (何が燃えている、けが人がいる、どこが痛い) ・ あなたの住所・氏名・電話番号 (ファックス番号) |

聴覚・言語機能障害等の方の緊急通報について

聴覚や言語機能に障害がある方や声が出せない状況になった方など、音声による通報が困難な場合に緊急通報を行う方法として、メールやファックスを使って通報することができません。

警察への緊急通報 (警察本部へ)

メールアドレス
ehime110@pipopare.jp
FAX番号
0120・488・999

消防への緊急通報

FAX番号 119
返信がありません
メールやファックスで警察や消防に緊急通報し受信される

事前準備をしておきましょう

いざという時には、皆さん慌ててしまうものです。メールアドレスやファックス番号の登録など万が一に備えておきましょう。

緊急通報の利用方法及び緊急を要しない相談や問い合わせ先

緊急通報の番号等は、一刻を争う緊急事態があった場合にすばやく対応することができるように、緊急事態の場合にだけご利用ください。緊急を要しない相談や問い合わせについては、下記連絡先をお願いします。

問い合わせ先

大洲警察署生活安全課
(兼FAX) 2511111
大洲消防署通信指令係
240119
FAX 244583

鹿野川ダム

サイレン・スピーカー吹鳴試験のお知らせ

洪水調節などのため鹿野川ダムから水を流す場合は、沿川の皆様にあらかじめサイレンや放送でお知らせしています。この度、鹿野川ダムから長浜大橋付近までの肱川周辺でサイレン・スピーカーの伝搬(音の伝わり方)の試験を行うことになりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

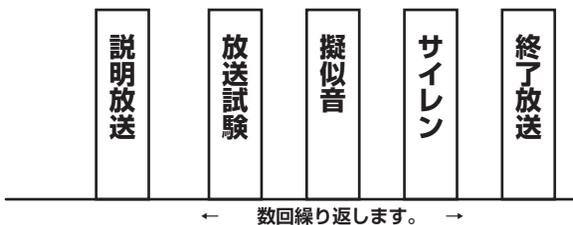
沿川の皆様に放送やサイレン・スピーカーの音が聞こえますが、ダムからは水を流しません。また、警察署や消防署のサイレン・スピーカーとは違いますので、間違わないようにご注意ください。

なお、試験は次の要領で行います。サイレン・スピーカーを鳴らす時は開始前に皆様に放送でお知らせした後、実施します。



サイレン・スピーカー試験要領

- 【期間】** 2月5日～2月23日までの14日間 (土・日・祝日は行いません)
- 【時間】** 午前9時～午後5時
- 【試験範囲】** 鹿野川ダムから長浜大橋付近までの肱川周辺
- 【試験方法】** 下記の順序で行います。



【問い合わせ先】 国土交通省四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所事業計画課
(大洲市肱川町予子林 6-4)
☎ 34-3000

市県民税の申告

申告書の受付期間

2月16日(金)

3月15日(木)

(主・日曜日は受付をお休みします)

市役所税務課市民税係
☎ 24-2111

(内線 129・130・131)

長浜支所総務課税務係

☎ 1111

脇川支所総務商工課税務係

☎ 2311

河辺支所総務商工課税務係

☎ 2111

市県民税の申告は、平成19年1月1日現在、大洲市に住所のある人で、申告義務のある人が対象となります。必ず3月15日までに申告してください。

※申告をされていない場合、所得証明書や課税証明書の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置の適用を受けられない場合があります。

申告義務のある人

平成18年中に、給与・営業等・農業・不動産などの収入があった人

なお、平成18年中の所得の合計額が、各種控除の合計額を超えない人でも申告が必要です。

申告の必要がない人

◆所得税の確定申告書を税務署に提出する人

◆事業所から給与支払報告書が市役所に提出されており、所得が給与所得だけで他に所得がない人

※パート、アルバイトの人や平成18年中に退職した人で、年末調整をしていない人は、申告が必要です。

申告に必要なもの

①印鑑

②所得の算出に必要な収支内訳書・明細書・領収書など

※昨年度より農業の経費標準(経費のめやす)が廃止されています。農業収入のある人は必ず収入と経費を把握しておいてください。

③給与・年金などのある人は「源泉徴収票」

④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの領収書」

※昨年と同様に国民年金保険料の納付額については、すべての納付者に対して社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています。

⑤生命保険料控除、損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」

⑥医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書(原則として、医療費の合計額が10万円を超える場合)」「高額療養費、保険金等で補てんされた金額のわかるもの」など

⑦雑損控除を受ける人は「損失額の明細書」「損害に関する証明書」など

申告書について

申告が必要と思われる人には、申告案内ハガキを送付しています。**自主申告**をされる人は、申告書をお送りします。各支所・各申告会場の窓口にも2月上旬に配置します。今年からは脇南・久米・脇北・平の各公民館にも配置します。

また、市役所ホームページから用紙のダウンロードすることもできます。

また、新たに申告が必要となった人は、自主的に申告をしてください。

(※**自主申告**とは申告相談をしないで、直接市役所税務課または各支所へ申告書を提出する方法です。証明書、領収書などを必ず添付してください。)

申告相談について

市では、左記の日程で市役所や各支所などを会場に市県民税の申告相談を実施します。申告について分からないことや、ご相談のある人はお気軽にご利用ください。

営業等・農業・不動産など

の収入がある人は、収入と経費が確認できるものを必ず種類ごとに仕分けして、合計額を計算の上お越しください。申告相談の時間短縮にご協力をお願いいたします。

また、確定申告をされる人は、税務署で申告されますようお願いいたします。

なお、お住まいの旧市町村管内以外で申告される場合、資料確認等に時間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

平成19年度から市税の納付書

を一括してお送りします。

平成19年度からの市税の納付書は、納税通知書といっしょに1年分を一括してお送りします。納期限(納付月)については、これまでどおり変更ありません。

なお、口座振替をご利用の方は、納税通知書のみをお送りします。

市役所税務課収納係
☎ 24-2111 内線 124

